

社会福祉法人柿の木福祉の園

役員及び評議員報酬等規程

(適用の範囲)

第1条 この規程は、社会福祉法人柿の木福祉の園（以下「法人」という）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における役員とは、法人の理事及び監事をいう。また報酬とは、役員及び評議員として職務執行の対価として法人が支給するものをいう。

(役員及び評議員報酬額の決定)

第3条 役員及び評議員報酬は支給しない。但し、法人主催の会議等に出席したときは、その実費を弁償することができる。

2 職員を兼務する役員は、職員の給与規程に基づき職員給与を支給する。

(支給日、支払い方法)

第4条 職員を兼務する役員の支給日及び支払い方法は職員の給与規程に準ずる。

2 施設長を兼務する役員の給与は、所属するサービス区分から支出する。

3 第2項を除く職員を兼務する役員の給与は、サービス区分にて按分計上して支出する。

(規程の改正)

第5条 この規程の改正については、理事会の議決を要し、その後評議員会の決議を要する。

(付 則)

平成29年6月10日から施行する。